

檜原村における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン イベント、祭りなどの開催における主催者用

令和2年6月8日
檜原村エコツーリズム推進協議会

1. はじめに

緊急事態宣言が解除され、檜原村として経済・社会活動の再活性化に向けての取り組みを進めるにあたり、村民が安心して生活できる居住環境を維持していくことはもちろんのこと、観光立村を標榜する当村においては、新型コロナウイルス感染症に対する不安要素を徹底的に排除した観光振興を進める必要があります。

檜原村では持続可能な観光として「エコツーリズム」を推進し、地域の自然環境やその自然とのかかわりから生まれた村の歴史・文化資源を持続的に保全し、その積極的な活用を通じた、活力ある観光地域づくりを進めています。

イベントは村民の文化的・健康的な生活に欠かせない存在の一つであり、外部に向けては檜原村のエコツーリズムを発信できる重要なコンテンツでもあることから、この度、「檜原村における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（イベント、祭りなどの開催における主催者用）」を作成しました。

主催者においては、必要と思われる部分においての実施を求めるものとし、新型コロナウイルスの感染予防に取り組んでいただきたいと思います。ただし、ガイドラインは感染防止を図っていくために、各箇所においてそれぞれの置かれている特性に合わせて、より有効な実施体制を作ってもらうための指針を示したものであり強制するものではありません。

2. 感染防止のための基本的な考え方

主催者は、以下のような条件を満たす必要があります。

- ① 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
- ② 大声での発声、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

3. 講じるべき具体的な対策

主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各イベントや祭りの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化し、適切な場所（イベントの受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。なお、各事項の整理に当たっては、5月4日開催の専門家会議提言の別添において、「新しい生活様式」の実践例が示されているので、そちらも参照してください。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

(1) イベントや祭りの参加募集時の対応

主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、イベントや祭りのへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（イベントや祭りの当日に書面で確認を行う。）。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑤ イベントや祭りの中に大きな声で会話等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ イベントや祭りの終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(2) 当日の参加受付時の留意事項

主催者は、当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。）
- ③ 受付窓口として人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する方法を工夫する。
- ④ 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。
- ⑦ 当日の受付のほか、イベントや祭りの前日の受付を行い、混雑を極力避けること。
- ⑧ パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。

(3) イベントや祭りの参加者への対応

1) 体調の確認

主催者は、当日に、参加者から以下の事項を記載した書面の提出を求めることが必要です。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。

- ② イベントや祭りの当日の体温
- ③ イベントや祭りの前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2) マスク等の準備

主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

なお、イベントや祭り中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとするものの、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

3) イベントや祭りの参加前後の留意事項

イベントや祭りに参加する個人や団体は、その前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

(4) イベントや祭りの主催者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 休憩・飲食スペース

主催者は、一時的な休憩をするための休憩スペースについて、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）
- ② テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ③ 室内の休憩スペースでは、換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

3) 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

主催者は、洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められ

ます。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ④ 「手洗いは30 秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

4) 飲食物の提供時

主催者は、飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② ドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。
- ③ 食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
- ④ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

5) 飲食物の販売

主催者は、事業者等と連携の上、以下に配慮して行うことが求められます。

- ① 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮断する。
- ② 購入者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- ③ 従業員は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底する。
- ④ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

6) イベントや祭りの会場

主催者は、イベントや祭り会場について、以下に配慮して行うことが求められます。

- ① 直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- ② 室内でのイベントや祭りの際は、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う。
- ③ 公民館内などでの施設では、各室ごとの人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。

7) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

(5) 祭り等の行事に係る対応

地域で行われる祭り等の行事については、「2. 感染防止のための基本的な考え方」を踏まえ、上記に記載している必要と思われる感染防止策を講ずることを呼びか

ける必要があります。

(6) その他の留意事項

主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた書面（上記（3）1））について、保存期間（少なくとも1ヶ月以上）を定めて保存しておく必要があります。

また、イベントや祭りの終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、東京都の保健所とあらかじめ検討しておく必要があります。

本ガイドライン作成は、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン／公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（令和2年5月14日）」、「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン／公益社団法人全国公民館連合会（令和2年5月14日）」を元に作成したものである。